

立教大学学術推進特別重点資金（立教 S F R）
大学院生研究
2011年度研究成果報告書

研究科名	立教大学大学院 コミュニティ福祉学研究科 コミュニティ福祉学専攻		
研究代表者	在籍研究科・専攻・学年	氏名	
	コミュニティ福祉学研究科 コミュニティ福祉学専攻 博士課程後期課程 3年	通山 久仁子 印	
指導教員	所属・職名	氏名	
	コミュニティ福祉学部 教授	三本松 政之 印	
自然・人文・社会の別	自然 ・ 人文 ・ <input type="checkbox"/> 社会	個人・共同の別	<input type="checkbox"/> 個人 ・ 共同 名
研究課題名	発達障害のある子どもの親が設立した福祉 NPO の実態とその形成過程に関する研究		
研究組織	在籍研究科・専攻・学年	氏名	
研究期間	2011 年度		
研究経費	200 千円		

研究の概要 (200~300字で記入、図・グラフ等は使用しないこと。)

本研究は発達障害のある子どもの親が担う、親としての当事者性を基盤にした福祉実践の特性と、それらの実践を支える背景を、法人格をもつ福祉 NPO の先行する事例を分析することによって明らかにすることを目的として実施した。研究の視点として、障害のある子どもの親を地域福祉の実践主体として位置づけ、親が担う福祉 NPO の実践内容と、その形成・展開過程、加えてその実践を支える背景を、親の実践主体への展開過程と、その中で培われてきた実践に対する理念を含めて分析した。またこの分析を通して、親が福祉実践を自ら担うことの意義、すなわちそれらの実践に携わることが親自身にとってもまた生活の主体者としての自己を取り戻す契機につながることを考察した。

キーワード (研究内容をよく表しているものを3項目以内で記入。)

[障害のある子どもの親の主体化] [福祉 NPO] [当事者性]

研究成果の概要 (図・グラフ等は使用しないこと。)**【研究の目的】**

発達障害のある人への福祉的支援は、従来の法定サービスに位置づけられにくく、支援の体制が未整備であるという課題がある。そのような状況の中で、本人や家族の支援ニーズの受け皿として機能してきたもののひとつに、親の会などの親を主体とする団体の取組みをあげることができる。しかしこうした親の団体の運営基盤は脆弱で、各地にあった親の団体が解散している現状も報告されている(辻井 2010)。

そこで本研究では発達障害のある子どもの親が担う、親としての当事者性を基盤にした福祉実践の有効性と、今後これらの実践が各地域において活性化し、地域に根ざした社会資源のひとつとして継続的に機能していけるよう、それらの実践の展開を支える背景要因について、先行する事例の分析から明らかにすることを目的とする。またそれらを通して、親が福祉実践を自ら担うことの意義、すなわちそれらの実践に携わることが親自身にとってもまた生活の主体者としての自己を取り戻す契機につながっていることを考察する。

【研究の視点と方法】

わが国における障害福祉施策の歴史的展開をみると、法制度や諸サービスの創設において、親団体の果たしてきた役割は非常に大きい。すなわち地道な要請運動と地域における草の根的な実践との両面から、親が主体となり、それらを先駆的に創設、展開してきた歴史がある(全日本手をつなぐ育成会 2001)。これらも鑑み、本研究では障害のある子どもの親を地域福祉の実践主体として位置づけ、親を主体とする団体の実践内容の特性と、その形成・展開過程、加えてその実践を支える背景を、親の実践主体への展開過程と、その中で培われてきた実践に対する理念を含めて分析した。

研究方法は、親団体のうち、NPO 法人格を取得して、障害のある本人およびその家族を支援する指定障害福祉サービス事業をはじめ、指定外サービスを展開し、あるいは障害福祉の領域を超えて、ひろく地域のニーズを視野に入れ、事業を展開している先駆的事例に関して、それらの団体の設立者へのヒアリング調査を実施した。その中で現在の NPO の概要・事業内容、設立者の養育歴、前身団体から現在の NPO の形成・展開過程についての情報収集を行い、データを分析した。

調査団体の選定については、(1)設立者が自身について、障害のある子どもの親であることを公に開示していること、(2)NPO の事業が新聞や雑誌等のマスメディアで取り上げられており、その業績について一定程度の社会的評価を得ていることを要件とし、本研究に対して同意を得られた 4 団体を選定した。なお本研究は、設立者の視点を通して見たものという限界がある。

【研究の成果】**各団体の概要****[A 団体(設立者 a:40 代母親)]**

・設立:2000 年 NPO 法人認証(前身団体:1990 年頃から子育て支援を行う) ・活動地域:人口約 18 万人の地方都市で、貧困問題が顕著な地域 ・利用者:(法定サービスのみで)約 230 人(その他不特定多数) ・スタッフ:約 170 人 ・前年度の決算総額:約 5 億円
事業内容:子育て支援サービス、障害福祉サービスに加え、地域課題でもある貧困者の自立支援プログラムや国の先駆的プロジェクト等、幅広い事業を展開

[B 団体(設立者 b:50 代母親)]

設立:2007 年 NPO 法人認証(前身団体:1999 年から余暇支援や啓発活動を行う) ・活動地域:人口約 28 万人の地方都市で、高齢化、都市機能の空洞化などの課題を抱える地域 ・利用者:約 50 人(その他不特定多数) ・スタッフ:4 人 ・ボランティア:登録者約 300 人(各活動に 10 名前後) ・前年度の決算総額:約 3,000 万円
事業内容:余暇活動支援、啓発事業を主たる事業として、その他緊急雇用創出事業を委託実施。調査した 4 団体のうち、唯一事業体を志向しない団体である。

[C 団体(設立者 c:50 代父親)]

設立:2007 年 NPO 法人認証(前身団体:1999 年より啓発活動や相談事業を行う) ・活動地域:首都圏の人口約 52 万人の高所得者層が集まる定住型住宅都市 ・相談事業の相談件数:年にのべ 1,500 件 ・スタッフ:3 名 ・前年度の決算総額:約 1,300 万円
事業内容:主たる事業は相談支援事業で、その他医療機関と連携した独自事業、啓発活動

[D 団体(設立者 d:40 代母親)]

研究成果の概要 つづき

設立:2007年 NPO 法人認証(前身団体:2002年から特別支援学校へのスクールバス運行の要請活動を行う)・活動地域:人口約4万人の地方都市で、限界集落など過疎化、少子高齢化が顕著な地域・利用者:約100人・スタッフ:約40人・前年度の決算総額:約1億円

事業内容:障害福祉サービスと在宅系の介護保険サービス、配食サービスを中心に事業を展開

親としての当事者性を基盤にした福祉実践の特性と実践を支える背景**1) 徹底した当事者主体**

親の実践の原点は、わが子とその養育の歴史にある。彼らが実践主体へと展開するにあたっては、親自身やその仲間が、社会や福祉制度のひずみを経験しているという原体験がある。したがって例えば a はあらゆる生活課題に寄り添う「福祉のユニバーサル化」を唱え、ニーズが満たされないことで、当事者が“あきらめてしまう”状況を避けるために自らが事業を立ち上げてきたという経緯がある。

また当事者主体のサービスをニーズからのボトムアップの方法でつくりあげていくためには、ニーズをすくい上げる仕組みが必要になる。それは B・C 団体ではアンケートの実施であり、また A・D 団体では、指定外サービスを通して、指定サービスの隙間にある個別的なニーズを汲み上げていた。これらによって、それぞれの地域特有の貧困や過疎化等の問題が顕在化している地域では、それらに対するサービスを含み込み、事業が拡大しているという展開をみることができる。

2) 他機関や地域との有機的な協働

親の団体は当事者集団であるがゆえに、必然的に専門家を含めた他者や地域における機関との協働がなければ有効に機能できる実践が成り立たないということがあげられる。また彼らには何らかのかたちで地域生活における排除の経験があり、障害のある子どもと家族の地域生活ということに強い志向性を持っている。

そのため各団体では地域の他機関・団体を巻き込む工夫を行っている。例えば A・B 団体では設立初期に様々な立場の人が集まる公開ワークショップや実行委員会形式のイベントを開催している。中でも A 団体では、それぞれのメンバーの肩書きをあえて伏せ、本音で議論ができる場をつくりだし、そこから協働関係の礎ができていったことが指摘できる。

3) 設立者における親と実践者とのマージナルな位置

先述のように、親の実践の原点はわが子にある。したがって各団体の実践は、わが子のライフサイクルに従って立ち上がったものが多い。しかし設立者に共通している姿勢としては、親でありながら、実践者としてはその親性を一旦留保する、すなわちわが子の視点に寄り添いながらも、わが子のためだけという視点を排し、支援が必要な状況やニーズを偏りなく客観的に見ることができる、そうしたマージナルな位置に立つという姿勢が求められている。

親当事者が福祉実践を担う意義

調査を行った4人の設立者たちは典型的な親の会の要請活動にとどまらず、自らの実践において事業展開を図り、障害のある人やその家族に対する支援を創り出し、また多様な地域における生活課題に対応してきた。すなわち彼らは「一方的に要求しても事態はよくなる」とことを知り、「なければ自分の手でつくる」とことを実践の理念としてきた。

親は障害のある子どもを養育する中で様々な社会の障壁に出会うことが多く、生活困難を抱える人が経験する社会問題、社会のひずみに気づきやすい位置にある。しかしその中の誰もが、上野・中西(2003)が主張したような「当事者」になれるわけではない。すなわち自らがこうありたいと願う生活・社会に気づき、その現実への構想力をもってはじめて、人は当事者になることができるという。

4人の設立者はいずれも個々人に生活困難を負わせる社会に順応するのではなく、新たな社会のあり方を構想し、それらを他者との協働を通して実現してきた当事者であった。そして自らの生活に直結する福祉実践を担うことを通して、人を疎外する社会に順応する受動的な生き方から、新たな現実や価値をつくりだす能動的な生き方を見出ししてきた。すなわち親当事者が福祉実践を担う意義は、自らが自分の人生に対する主体性を取り戻すことであり、障害のある子どもとの親子関係を含めた他者との新たな関係性を築きなおす契機を得ることができることにあると考える。

文献) 全日本手をつなぐ育成会(2001)『手をつなぐ育成会(親の会)運動50年の歩み』・辻井正次監修(2010)『ともに歩む親たちのための家族支援ガイドブック「してもら」から「ともに歩む」への道程』・中西正司・上野千鶴子(2003)『当事者主権』岩波書店

※ この(様式2)に記入の成果の公表を見合わせる必要がある場合は、その理由及び差し控え期間等を記入した調書(A4縦型横書き1枚・自由様式)を添付すること。

研究発表 (研究によって得られた研究経過・成果を発表した①～④について、該当するものを記入してください。該当するものが多い場合は主要なものを抜粋してください。)

- ①雑誌論文 (著者名、論文標題、雑誌名、巻号、発行年、ページ)
- ②図書 (著者名、出版社、書名、発行年、総ページ数)
- ③シンポジウム・公開講演会等の開催 (会名、開催日、開催場所)
- ④その他 (学会発表、研究報告書の印刷等)

特になし